

議題 水道事業の課題と対策について

それでは、議題の1番目、水道事業の課題と対策について説明させていただきます。前回の審議会で水道ビジョンの取組の説明をさせていただいた時に、課題についても説明させていただきましたが、その課題と、ビジョン策定時にはなかった新たな課題を加え、また、それぞれの課題の対策も含めて整理しました。

お手元の資料1「水道事業の課題と対策」をご覧ください。課題として12個あげておりますが、1番目の水使用量の減少に伴う収益の減少から10番目の水道水質管理の貯水槽水道施設までが、水道ビジョンの取組の課題になります。その下の太枠で囲んであります、トリハロメタン対策と11の県営水道の料金制度改定、12の県域水道ビジョンの取組が、水道ビジョン策定時にはなかった新たな課題であります。

まず、1つ目の課題は、水使用量の減少に伴う収益の減少です。これの対策として、一つ目は、自己水源の有効活用です。これは、配水量の減少分は、県水の受水で減らし、自己水は減らさないようにするという考え方により策定した水確保計画に基づいて実施していきます。

次に施設等の適正規模への見直しです。更新計画を見直す場合には、管路の管網解析を行うなどして検討していきます。三つ目の対策は、新規企業債を借りず内部留保資金を活用します。その他、今までも経費節減は行ってきましたが、今後も継続するとともに、未収金対策の強化を図っていきます。料金改定については、今後、施設等の更新に多額の費用が必要となる場合などには、検討していかなければなりませんので、対策の一つとして上げています。

次の課題は、水道施設の老朽化対策と耐震化があります。どちらも、計画に基づき更新を行っていますが、今後の見通しはよくありません。対策としては計画を見直し、今以上に更新を進めていくことではありますが、これには多額の費用が必要となり、これが大きな課題であります。

次に、将来において、産業廃棄物の処分場や残土処分場などの設置も考えられることから、これらの設置に伴う水源水質への影響が懸念されることが課題として上げられます。対策としては、水源保護条例に基づく水質検査やパトロールなどにより水源水質の監視を行っていきます。また、県水へのシフトについても検討します。

次に、5番目の課題ですが、メーター口径13ミリと20ミリの特に基本料金の差が大きいことや、多く使っていただくお客様の場合、多く使うほど1 m^3 当たりの料金

が高くなるという料金体系が課題であり、これの見直しに向けて検討を行います。

次に、6番目と7番目の人材の確保、技術の継承と人材の育成が課題であります。職員の高齢化が進み、今後10年間に水道事業の正職員30人のうち12人が退職します。事業運営を円滑に行っていくためには、適正人数の確保とともに、人材を育成し、技術の継承を図っていかなければなりません。そのためには、30代以下の若年技術者の確保、再任用職員の活用、計画的な研修やジョブローテーションなどを実施していきます。

次に8番目の危機管理対策ですが、地震などにより、水道施設が破損した場合に復旧活動や給水活動を円滑に行うために、日頃からの備えが必要であります。そのため、定期的な訓練の実施、必要な資機材等の検討、マニュアルの整備、関係機関等の協力の強化について検討を行い、また耐震化計画に基づき施設の耐震化を実施します。

次に9番目の住民サービスの向上については、市民のニーズを把握して、事業運営に活かすために、市民アンケートを実施します。また、情報提供については、市民に事業のことをもっとわかっていただくために、広報の充実を図っていきます。

次に10番目の水道水質管理については、水質検査計画を作成しまして、それに基づく水質管理を継続して実施していきます。計画と検査結果は、ホームページにも掲載しております。

貯水槽水道については、水道事業者として、貯水槽の管理状況を把握し、適切に管理するよう指導しなければなりません。そのためには現地調査を行うなど、時間と労力が必要となりますので、そのための体制整備を検討していきます。

次にトリハロメタン対策ですが、これについては、議題の3番目の「県営水道へのシフトについて」中で説明させていただきます。

次に11番目の県営水道の料金制度改定ですが、現在は購入量に単価を掛けた単一料金制度ですが、県水は平成25年度から基本料金と従量料金の二部料金制度への改定を考えています。しかし、県水が考えている二部料金制度は、今までに投資してきた資産の減価償却費や支払利息分を各市町村に対して基本料金という形で賄おうとするものですが、各市町村の負担区分や、基本料金と従量料金の配分について明確には示されておらず、また受水単価についても、今以上に負担が掛かることはないとしながらも、現時点ではまだ示されていません。

本市としては、受水単価の値下げや負担が増えない料金制度への改定などとともに、料金制度の具体的な内容や受水単価についても早期に示していただくよう要望しているところです。

しかし、各市町村の考えや意見などの調整が困難ということもあり、二部料金制度自体についても、再度、検討している状況であると聞いております。

それでも、平成25年度からの料金体系と受水単価の改定は予定どおり行うとのことで、今年の9月議会に上程する予定をしています。

この県水の料金体系と受水単価が示されれば、経営シミュレーションを行い、県水へのシフトについても検討していきます。

課題の12番目は、県域水道ビジョンの取組についてですが、これについては、議題の3番目「県営水道へのシフトについて」で説明させていただきます。

課題と対策について簡単に説明させていただきました。以上でございます。

議題 水道事業の更新計画について

それでは、議題の2番目「水道事業の更新計画について」の説明をさせていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

水道施設の更新、特に耐震化については、国からの通知、指針など多くの文書が示されていますが、その中から特に参考となる6つの文書について簡単に説明させていただきます。

今見ていただいている資料2の次の別紙1「天理市水道事業更新計画について（参考文書）」をご覧ください。

まず、一つ目の水道ビジョンですが、これは、平成16年6月に厚生労働省が策定しました、水道事業の今後のあり方を示したもので、その中に災害対策の充実を図る上での方策として、基幹施設、基幹管路の耐震化率を早期に100%とする。という目標が示されました。その他、応急給水計画の策定、応急給水目標量の確保、応急復旧体制の整備なども目標として示されています。このビジョンの災害対策の方策を抜粋したものを別紙1 - として添付しております。

次に二つ目の文書は、管路の耐震化に関する検討会報告書です。これには、基幹管路、管路の耐震適合性などの考え方が具体的に記載されています。まず、基幹管路は、導水管、送水管、配水本管とするのが望ましいとされています。配水本管は、直接宅内への引込みをしない配水管のことで本市では口径が350mm以上の配水管としています。

ダムや河川から浄水場まで、原水を運ぶ管が導水管で、次に浄水場で製造した水道水を配水池まで運ぶ管が送水管です。配水池まで運ばれた水道水は、配水管により各家庭などに給水することとなりますが、この配水管のうち各家庭などへの引き込みをしない管が配水本管になります。この配水本管から分岐して、直接各家庭などへの引き込み管を分岐するための管を配水支管といいます。

別紙1に戻っていただいて、この配水本管に準じる管路や拠点医療施設へ至るルートなどは、基幹管路とすることを妨げるものではないとされており、本市では、これらのルートについては、350mm未満であっても重要路線として、現在は基幹管路に含めています。

耐震性能の考え方として、基幹管路はレベル1地震動では原則無被害、レベル2地震動では、軽微な被害はあっても、その機能が保持されているものであることと

されています。レベル1及びレベル2地震動については、水道施設の技術的基準を定める省令に定義がありまして、そこでは、今見ていただいている資料にも記載していますが、レベル1地震動は、その施設がある地点で発生すると想定される地震動のうち、その施設の使用期間中に発生する可能性の高いものをいう。とされており、レベル2地震動は、その施設のある地点で発生すると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。とされています。少しわかりにくい表現ではありますが、本市で想定される最大規模の地震は、奈良盆地東縁断層帯での地震で震度が6弱から7とされていますが、本市ではこれがレベル2地震動にあたるものと考えます。従いまして、基幹管路については、この地震があった場合でも被害が出ないように耐震化をしておかなければいけない、ということになります。

次に管路の耐震適合性の考え方ですが、水道管の継ぎ目が離脱しない構造となっている管を耐震管といい、耐震管以外でも布設された地盤がよければ耐震性があると評価できる管があり、それらを耐震管に加えたものを耐震適合性がある管といいます。

この考え方に照らし合わせて、管種ごとに耐震適合性のある管の考え方も記載されています。これに基づいて、本市では大きな口径には主にダクティル鑄鉄管のNS形を、小口径にはポリエチレン管の融着継手を耐震管として採用しています。ポリエチレン管については、この報告書が示された時点では、地震の実績がないため、耐震性能がまだ検証されないとされていましたが、その後発生した、新潟県中越地震や能登半島地震では被害がなかったため採用することとしました。

次に三つ目の文書として、「水道の耐震化計画策定指針」というのがあります。これは、水道事業体が計画的に耐震化を進めるためには、まず耐震化計画を策定することとなりますが、その策定の手法などが示されたものです。

次に4つ目の文書は、水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正の通知です。

改正の趣旨は、現在の水道施設は、十分に耐震化が図られていないため、水道施設が備えるべき耐震性能をより明らかにし、更新の際には、適切な耐震性能を有する水道施設の整備が図られるよう改正が行われたものであります。

改正内容は、水道施設を重要度に応じて2つに区分し、それぞれの耐震性能の要件が明確にされたことです。

管路については、耐震性能の考え方としてもともと示されていたものを、法律として規定されたということになります。この通知につきましては、別紙1 - とし添付しております。

次に五つ目の文書は「水道施設の耐震化の計画的実施について」という通知です。

これは、水道施設の技術的基準を定める省令の一部が改正される前からある施設で、改正後の基準に適合しない施設についても、早期に耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。というものです。

また、耐震化にあたっての考え方も示されており、破損した場合に重大な二次被害が生じる施設や影響範囲が大きい施設、災害時に重要な拠点となる病院など人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高い施設などは優先的に耐震化を進めること。としています。また、石綿管については、今後10年以内に耐震化を完了するように努めること。などとしています。この通知につきましては、別紙1 - として添付しております。

最後に6つ目の文書は「水道事業における耐震化の状況」です。この資料の表は、厚生労働省が全国の耐震化の状況をまとめたものを、施設ごとに全国平均と奈良県平均の耐震化率を表にまとめ、それに天理市の耐震化率を加えた表です。

平成22年度末で比較しますと、配水池については、全国及び奈良県の平均を上回っていますが、基幹管路と浄水施設は下回っています。浄水施設については、浄水場内には多くの施設や設備がありますが、その施設や設備のほとんどが耐震化されていないと、浄水場全体としては耐震化されていないものとするという考え方がありますので本市の耐震化率は、0%となっております。

以上が、耐震化を行う上で参考にした文書でございます。

次に資料2に戻っていただいて、更新計画の種類についてですが、3つの計画で構成しております。水道施設の耐震化計画と水道施設の老朽対策計画、それ以外の水道施設の整備計画です。このうち、耐震化については個別の計画がありまして、前回の審議会で配付させていただいた「水道施設の耐震化計画」がこれになります。

次に更新計画の策定についてですが、まず最初に更新計画23ですが、これは前回の審議会で配付させていただいた計画で、同じものになりますが、別紙2として添付しております。この計画を策定する時の、方針等について表にまとめさせていただきました。

まず、計画期間は、平成23年度～平成32年度までの10年間としました。方針としては、財政事情を考慮し、計画年度内に値上げをしなくてもよい範囲内での計画とする。耐震化計画を優先し、その次に老朽対策を計画する。また、県水へシフトした場合は、更新の必要がない施設が発生しますので、管路以外の施設の更新は実施しないこと。としました。耐震化については、基幹施設、基幹管路さらには重要路線を指定し、その重要路線の耐震化を優先して行い平成32年度までに完成させる。施設の更新は実施しないとしましたが、豊井浄水場の管理棟は、県水へシフトした

場合でも必要な施設であるため、耐震診断を実施する。なお、避難所までの耐震化については、重要路線の耐震化完了後の平成33年度から順次実施する。としました。

老朽対策は、管路の耐用年数は40年ですが、40年以上でも機能的には十分であるため、少し長めの45年以上経過したものを対象とし、耐震化との関連を考慮するとともに、漏水した場合の影響が大きい管路を優先することとしました。

以上の方針により、更新計画23を策定しました。この計画による計画最終年度の耐震化率は、基幹施設は58.87%、基幹管路は36.46%になる見通しです。

次に更新計画23 - ですが、これは前回の審議会以降、更新計画23を修正したもので、別紙3として添付しています。

修正の主な理由は、天理ダムの浚渫工事に備えるため、平成24年度に予定していた石上北県水受水池から布留交差点までの耐震化工事を今年度に行うこととしたこと。これについては12月議会で補正予算の議決をいただきました。また、今年度予定していました名阪側道の整備工事が、国の都合で延長となり、それに伴う更新工事を平成25年度に変更したこと。また、平成24年度の予算原案の内容についても計画に反映させたことなどです。この更新計画23 - が今現在の更新計画となります。

次に更新計画24ですが、これは、これから策定する計画となります。計画年度は平成24年度～平成33年度の10年間とします。

この計画の方針は、水源の選択として、現状の県水と豊井と杣之内を維持する場合、これをパターン1とします。それと県水へシフトし県水一本とする場合、これをパターン2とします。この2つのパターンの更新計画を策定することとします。

次に施設の更新を計画に含めることとします。県水一本とするパターン2の場合であっても、更新が必要となる受水施設と配水施設については計画に含めます。この施設の更新については耐用年数を基本としますが、この計画についても財政事情を優先します。管路については現行の計画とし、平成33年度については、別途案として策定した更新計画によるものとします。

この計画による計画最終年度の基幹管路の耐震化率見通しは、37.81%です。

この計画を策定するために現在、施設の更新費用を算出しており、3月末には算出できる予定をしています。その後、施設の耐用年数を基本とした更新一覧表を作成しまして、それを基にこの更新計画24と財政見通しを2つのパターンで策定します。ここまでを5月中には策定したいと思っています。

資料2の右側に更新計画24 - 策定までのスケジュールを記載していますが、このスケジュールの平成24年5月のところを見ていただけますでしょうか。薄く色を付けている部分に記載していますが、更新計画24と財政見通しそれぞれ2つのパタ

ーンを策定しますので、現状を維持する場合の計画を「更新計画」とし、それに基づく財政見通しを「財政見通し」とします。また、県水一本の場合の計画を「更新計画」それに基づく財政見通しを「財政見通し」とします。

次に更新計画24- について説明させていただきます。更新計画24は財政事情を考慮した計画であるため、耐震化等は十分とは言えず、課題を克服するまでには至りません。従いまして、さらに更新を進めるために耐震化の目標や重要路線の指定、老朽対策などについて見直し、更新計画24- として見直すこととします。

見直しに向けては、工事の優先度、管網解析、工事の増加に伴う人員計画の作成、場合によっては組織の見直しなども含めて検討することとなります。そのため、見直し後の更新計画と財政見通しの策定は7月末頃の予定としています。

資料のスケジュールの平成24年7月の薄く色が付いているところをご覧ください。この更新計画24- は耐震化を優先した計画となります。この更新計画及び財政見通しも2つのパターンを策定しますので、現状を維持する場合の計画を「更新計画」とし、それに基づく財政見通しを「財政見通し」とします。また、県水一本の場合の計画を「更新計画」それに基づく財政見通しを「財政見通し」とします。

更新計画23～更新計画24- までのそれぞれの計画の策定方針とスケジュールの説明については以上でございますが、更新計画についてご審議していただく時には、この更新計画 から までの4つのパターンを比較できるような形で示させていただきたいと思っております。財政見通しについても同時に示させていただきます。

本日、配付させていただいた追加資料の別紙8をご覧くださいませすでしょうか。今説明させていただいた更新計画についてまとめたものです。薄く背景をつけているところですが、更新計画 から までありますが、このうち から までと、同じく財政見通しについても から まで、これが8月に予定しております審議会に同時に示させていただくものになります。更新計画 と財政見通し については、審議会において、更新計画 から まで以外のシミュレーションが必要とされた場合に策定する計画となります。

次に更新計画の進み具合と、応急給水体制について説明させていただきます。資料2の別紙4をご覧ください。管路の更新計画の進捗状況図でございます。道路上にやや太めの線でなぞってある路線が耐震化計画の路線、重要路線になります。赤色でなぞってある路線は老朽対策と施設整備の計画路線になります。黒色の破線は、施工済の路線を表しております、浄水場や配水池の上流側から更新を行っていることが確認していただけると思っております。今後も、引き続き下流側に向け順次更新を

行っていきます。

次に別紙5をご覧ください。応急給水対策について簡単にまとめたものです。まず1 応急給水作業ですが、地震等で水道施設が被害を受け断水状態になった場合は、応急給水を行うこととなりますが、初期段階は給水基地から避難所等の給水ポイントまでの給水車による運搬給水となります。その後、復旧状況を確認しながら、可能であれば消火栓に仮設給水栓をつなぎ給水を行っていき、さらに復旧が進めば、各家庭への引き込み管の修理、立て管を設置するなど段階的に行っていくこととなります。

次に2 応急給水目標ですが、地震発生からの日数に応じての一人当たりの1日給水量の目標となります。人間は最低でも1日3Lの水が必要と言われており、地震発生当初であっても、まずは、この水量を給水することに全力を挙げることになります。その後は段階的に目標を上げていきますが、最低でもこの目標水量の給水ができるよう計画を立て給水活動を行っていくこととなります。

次に3 給水基地についてですが、給水基地として、この表にあります7つの施設を選定しています。いずれも耐震化済で、緊急遮断弁により水の確保が可能な施設であります。この表の下から2つの県水送水管の第1と第2の応急給水栓は、県水から受水池までの送水管、これは耐震化済の管ですが、この途中に設置したものです。この給水基地の詳細は、裏面に記載しております。

次に別紙6をご覧ください。給水基地ごとの給水ポイントの一覧表です。一つ例をあげますと、石上北低区配水池(2)からは、この表の真中の列に経路番号が振ってありますが、この経路番号の1から4の添上高校、櫛本小学校、北中学校、山の辺小学校の4箇所と表の下の方になりますが、経路番号の19と20の高井病院と天理よろづ相談所病院の2箇所、計6箇所に給水することとなります。

この給水基地から給水ポイントまでの経路は、別紙7をご覧ください。この経路図のとおりとなります。東部山間地域は次の用紙となります。しかし、実際には、道路が被害を受ければこの経路のとおりとはならないため、その場合は、状況に応じて経路を決定することとなります。

現時点での給水対策の概要は以上のとおりでございます。

水道事業の更新計画についての説明は以上でございます。

議題 県営水道へのシフトについて

それでは、議題の3番目「県営水道へのシフトについて」説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。

県営水道へのシフトを検討する主な理由を課題として整理しました。

まず一つ目ですが、天理ダムは規模的には小さなダムですので、湯水時の水の確保が困難ということが言えます。

次に二つ目の課題ですが、消毒副産物であるトリハロメタンの対策があります。トリハロメタンとは、この下の四角で囲んだ 1 に記載していますが、原水中に含まれるトリハロメタン生成の原因となる有機物（これをトリハロメタン前駆物質といいます。）これと塩素とが反応して生成される有機ハロゲン化合物であり、発がん性があるとされています。そのため、水道法に定める水質基準において総トリハロメタンが1リットル当たり0.1mg以下と厳しい水質基準値が設定されています。トリハロメタンとトリハロメタン前駆物質を除去する有効な手段の一つとして活性炭が使用されています。

本市の場合は、以前から総トリハロメタン値は低く、今年度も、一番条件が悪いとされる夏の暑い時期の測定においても、測定値は0.06mg/?と基準値を下回っており、対策をとらなくてもよい状況であるため、特に対策は行っていません。低い原因としては、原水中のトリハロメタン前駆物質が少ないためと考えられ、現時点では特に問題は有りません。しかし、将来において何らかの原因で、総トリハロメタン値が上昇するようなことがあれば、その対策のために活性炭注入設備や汚泥処理施設の整備などが必要となります。

三つ目は、将来において産業廃棄物処分場や残土処分場などの設置の可能性はあることから、そうなった場合の水質汚染の懸念が課題となります。

次に四つ目の課題は、県域水道ビジョンにおける、県営水道を軸とした垂直連携の検討です。県域水道ビジョンについては、下の四角で囲んでいます 2 に説明を記載しています。

県域水道ビジョンは、広域的な視点で水道のあり方を見直していくために、将来の事業経営について県として考え方をまとめたものです。（県域水道とは、県営水道と市町村水道の総称です。）県域水道は、地形や施設の形態などにより3つの地域に整理され、天理市は、県水の受水を受けている北部地域ということで、県営

水道エリアに含まれます。この県営水道エリアの方策として、「水源の最適化を踏まえた県営水道を軸とした垂直連携、ここでは施設の共同化ということです。それと奈良市水源の有効活用を視野に入れた将来的な水道一元化」というモデル案が示されました。本市としては、この考え方に基づき現状を維持する場合と、県営水道への転換を図った場合について経営シミュレーションを行い、水源の選択について検討します。

以上が県営水道へのシフトを検討する理由となります。

次に、県営水道のシフトについては、審議会でご審議をお願いすることとなりますが、検討していただくための資料として、県水へシフトした場合のメリットとデメリットを整理したものと、その中でも特に、財政面については経営シミュレーションを行い、お示しさせていただきたいと考えております。経営シミュレーションの資料としては、主にここに記載しているものになりますが、これらについてもお示しさせていただきたいと考えております。

なお、平成22年度の水源別の費用については、この次の別紙1に一覧表を添付しておりますので、ご覧いただきますでしょうか。豊井浄水場と杣之内浄水場は製造に係る費用、県水は受水に係る費用となります。下から4行目をご覧ください。これが水源別の費用の合計で、豊井浄水場の製造に係る費用は約2億3千3百万円、杣之内浄水場の製造に係る費用は約2億3千万円、県水の受水に係る費用は約8億5千5百万円となります。費用としては、県水の受水に掛かる費用が一番多いということになります。この下の行が配水量と配水比率になります。費用を配水量で割った製造単価は、一番下の行になりますが、豊井浄水場が76.68円、杣之内浄水場が166.75円、県水が166.99円となり、1^m製造するのに係る費用は豊井浄水場がかなり安いということになります。杣之内浄水場と県水はほぼ同じ製造単価ですが、今後は、自己水源の有効活用ということで、杣之内浄水場にはまだ製造の余力がありますので製造量を増やし、さらに減少していく配水量は県水を減らすことで対応するため、杣之内浄水場の製造単価は安くなり、県水の製造単価は高くなります。

資料3に戻っていただいて、右側の経営シミュレーションのイメージですが、現状を維持する場合のパターン1と県水へシフトする場合のパターン2がありますが、水需給計画や県水の料金制度、受水単価については、どちらのパターンでも同じものになります。水確保計画、更新計画、人員計画、損益計算表についてはパターンごとにそれぞれ作成することとなります。県水へシフトした場合の影響は、水の確保は当然全て県水で確保することとなります。更新については、浄水施設は必要でなくなるため、処分するための費用は発生しますが、更新に係る費用が必要でなく

なるため、更新費用は減少します。人員についても、製造に携わっている職員については削減が図れます。損益計算については、浄水施設の処分に伴う費用であり、除却費は発生しますが、減価償却費は減少するものと思われます。また、人員削減により人件費は減少、その他委託費、薬品費、光熱費等も減少します。しかし、受水費が大幅に増加することとなります。

この経営シミュレーションすなわち財政見通しですが、これのスケジュールについては、更新計画と同じになります。財政見通し と は5月中に、財政見通し と は7月末までに策定し8月頃に予定しております審議会にお示しさせていただき、審議をお願いしたいと思っております。なお、審議の結果についてでございますが、県水の料金制度と受水単価が9月の県議会の議決により正式に決定されますが、それ以降の審議会におきまして答申という形をお願いしたいと考えております。

また、8月予定の審議会で、ご意見として、さらに経営シミュレーションが必要となった場合は、審議会のご意見に基づき更新計画 を策定し、経営シミュレーションを行い、財政見通し として、次の審議会にお示しさせていただくというスケジュールで考えております。

県営水道へのシフトについての説明は以上でございますが、この県営水道へのシフトも含めましたスケジュールについては、資料4をご覧ください。

今後のスケジュールを一枚にまとめたものでございます。

更新計画と財政見通しは、本日説明させていただいたとおりでございます。受水に掛る費用については、県からの提示が3月末頃にはあるものと思います。また、9月の県議会に上程するとのことですので、議決されると受水に掛る費用が確定されることとなります。

料金体系については、更新計画や県水へシフトするか現状維持とするかが確定すれば、資料作成に入ることができますが、現時点では、その確定の時期が流動的でございますのでおおよその予定として点線で表わしております。

最後に、一番下の審議会の予定ですが、次回の開催を5月、その次の開催を8月としていますが、5月に下水道事業について、8月に更新計画と県水へのシフトについてご審議をお願いしたいと思っております。あくまでも予定でございますが、現時点ではこのように考えております。以上でございます。